

茨城県報

号外第 8 号

平成5年2月8日

月 曜 日

公 告

●都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催

土浦・阿見都市計画の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成5年2月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

日 時	場 所	公述申出書の提出先、提出期限及び様式
平成5年2月23日 午後1時30分	阿見町大字若栗字神田 1886番地 阿見町中央公民館	提 出 先 水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県知事 竹 内 藤 男 (土木部都市局都市計画課扱い) 提 出 期 限 平成5年2月16日(必着のこと) 様 式 別掲のとおり

2 土浦・阿見都市計画市街化区域及び市街化調整区域の構想(図面別掲のとおり)

(1) 都市計画区域の範囲及び規模

市 町 村	範 囲	規 模 (ha)
土 浦 市	行 政 区 域 の 全 域	約 9,155
阿 見 町	〃	約 7,071
千 代 田 町	〃	約 4,850
新 治 村	〃	約 3,199
出 島 村	行 政 区 域 の 一 部	約 4,150
合 計		約 28,425

(2) 都市計画の目標

ア 人 口

将来における人口を次のとおり想定する。

区 分 \ 年 次	平 成 12 年 (人)
都市計画区域内人口	約 305,300
市街化区域内人口	約 216,300

イ 産 業

将来の産業の規模を次のとおり想定する。

年 次	生産規模工業出荷額 (億円)
平成12年	約 15,100

ウ 市街化区域の規模

人口及び産業の見通し並びに市街化の現況及び動向を勘案し、本都市計画区域における市街化区域の規模は、次のとおりとする。

年 次 \ 面 積	市 街 化 区 域 面 積 (ha)
平成12年	約 4,942

(3) 土地利用の構想

ア 市街化区域

市街化区域は、既成市街地並びに主として住宅地及び工業地として新たに計画的に開発すべき区域等とするものとする。

イ 地 域 地 区

地域地区は、将来の土地利用の動向を勘案して、都市機能を維持増進し、適正な都市環境を保持するよう定めるものとする。

ウ 市街化調整区域

市街化調整区域は、農林漁業用地として土地利用を図る区域とし、農林業等に従事すべき地域住民の意見を尊重し、地域の特性に応じた土地利用を図るものとする。また、土地基盤整備事業等が実施されている地区は、優良な農地として保全するものとする。

(4) 都市施設の整備構想

ア 道 路 整 備

道路網については、現都市計画決定の道路を尊重しつつ、将来の交通の動向、土地利用、

地形、建築物等を考慮して計画し、整備するものとする。

イ 公共空地の整備

公園緑地等の公共空地については、地域住民のレクリエーション活動に資するとともに、都市の環境の向上、景観の保全、災害の防止等の機能を総合的に発揮できるよう適切に配置し、整備するものとする。

ウ 都市排水施設の整備

市街化の動向を勘案した都市排水施設の整備を促進するとともに、公害の防止に努めるものとする。

(5) 市街地の開発の構想

道路その他都市施設を一体として整備開発すべき区域は、土地区画整理事業等を促進し、良好な宅地の供給と都市機能の向上を図るものとする。

(6) 都市計画の総合性

土地利用及び都市施設に関する都市計画については、その広域的な総合性を保つため、都市計画区域内市町村の連絡調整を密にするものとする。

(7) 都市計画を変更する土地の区域

ア 阿見町

市街化区域に追加する部分

阿見町大字荒川本郷字おて橋、字大塚及び字鶴原の各一部

3 用途地域の構想

用途地域の変更に当たっては、本都市計画区域の将来構想及び当該地区の土地利用の目標に基づくとともに、当該地区の土地利用の動向を勘案して定めるものとする。

都市計画を変更する土地の区域及び規制の内容

(1) 阿見町

ア 第1種住居専用地域

(ア) 追加する部分

阿見町大字荒川本郷字おて橋、字大塚及び字鶴原の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率40%以下、容積率80%以下

4 都市計画の案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 0292-21-8111

(2) 阿見町中央1丁目1番1号

阿見町役場都市開発部都市計画課

電話 0298-88-1111

別 掲

公 述 申 出 書

土浦・阿見都市計画の変更案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 竹 内 藤 男 殿

公述申出人

住 所

ふりがな
氏 名

印

年 齢

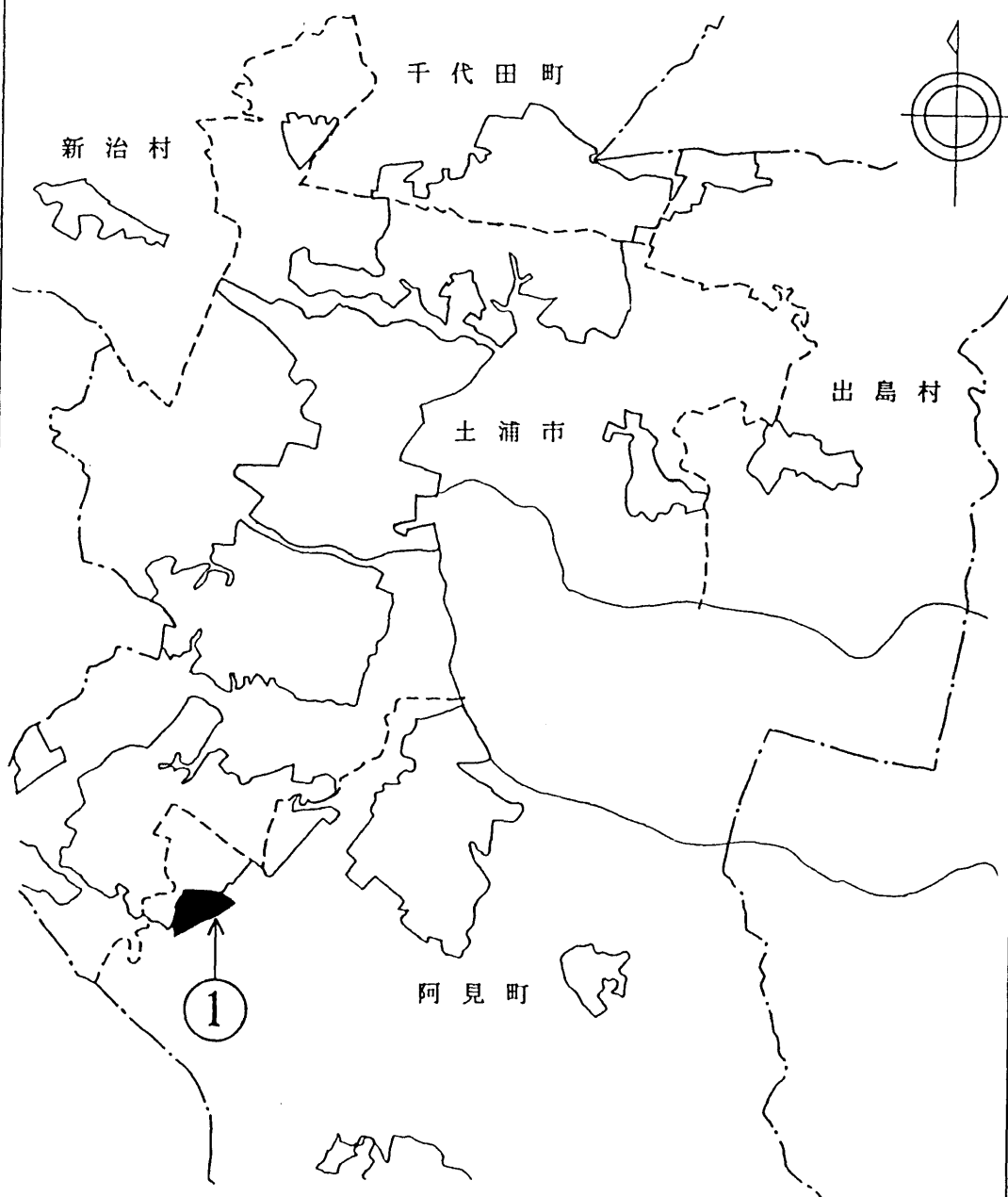
職 業

意見の要旨 別 紙

※ 「意見の要旨」作成上の注意

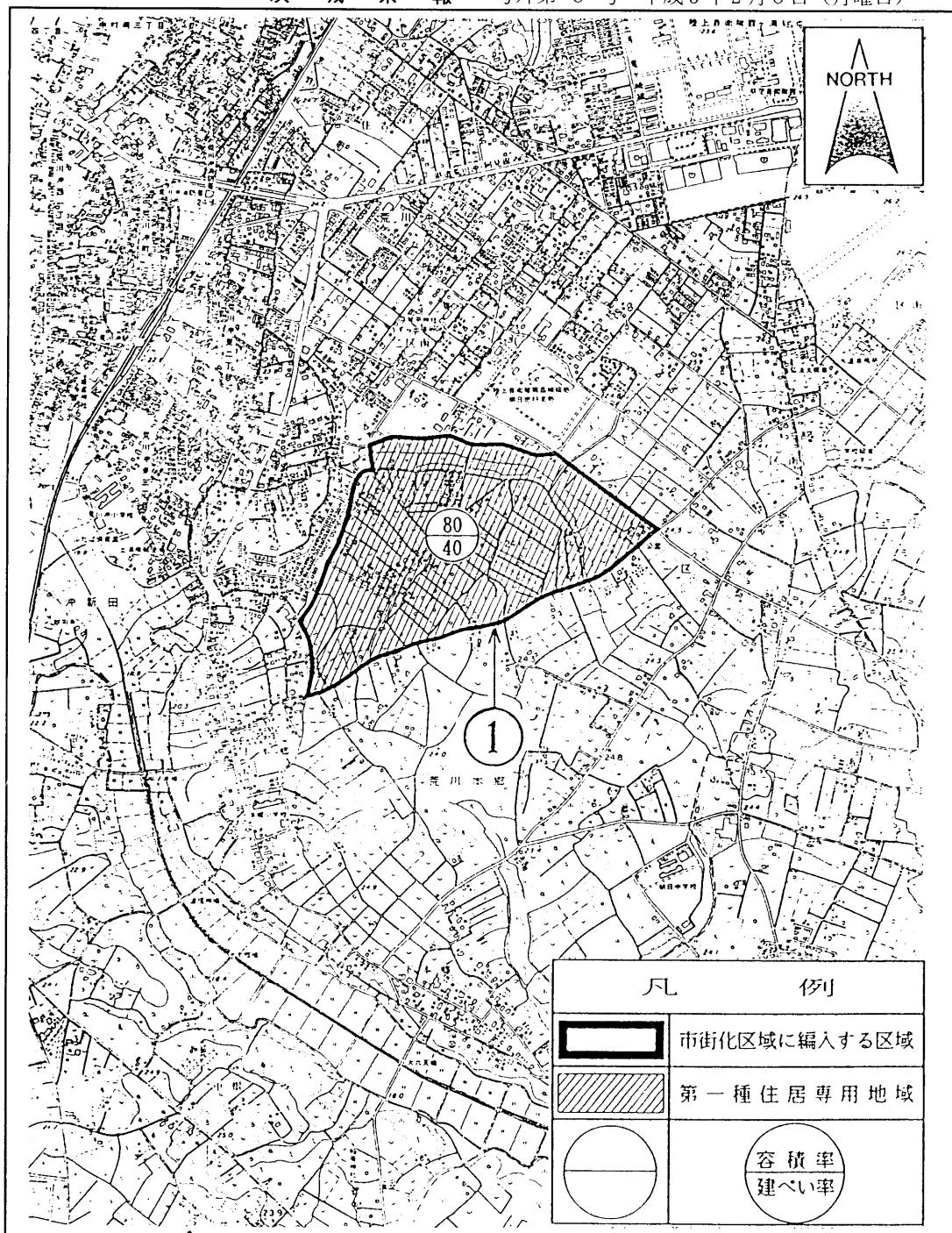
- (1) B 4 判 400 字詰原稿用紙 1 枚以内に意見の要旨を記載すること。
- (2) かい書で自筆すること。

土浦・阿見都市計画市街化区域及び市街化調整区域並びに用途地域の変更(案)



凡	例
	都市計画区域
	行政区域
	市街化区域
	市街化区域に編入する区域

①は、今回の変更に係る部分を示したものである。詳細については、次図に示すとおりである。



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
 休日の場合は繰下発行 (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)